

平成21年度、平成24年度及び平成25年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

平成27年4月13日

---

## 第1 通知の範囲及び概要

- 1 平成21年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は2件です。
- 2 平成24年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は6件です。
- 3 平成25年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は5件です。

## 第2 内容

### [平成21年度包括外部監査]

#### 1 「教育委員会が所管する事務事業の執行について」

##### (1) 補助教材等の購入に関する学校間の格差について

###### ア 指摘等の内容

平成20年度補助教材等の購入について、学校別に分析した結果、小学校の1人当たり金額は7,989円ですが、最高が9,658円（高輪台小学校）、最低が6,443円（南山小学校）と学校間で約1.50倍の格差があります。また、中学校の1人当たり金額は14,577円ですが、最高が18,103円（港陽中学校）、最低が11,664円（三田中学校）と約1.55倍の格差があります。

補助教材等の購入について、上限額と下限額を設けるなど、学校間で格差が生じないよう検討する必要があると考えます。

###### イ 講じた措置の概要

学校ごとの補助教材の購入費に関する格差を是正するため、児童・生徒1人あたりの公費負担上限額を設定しました。

一方、一律的な下限額の設定については、市販の補助教材を使用するかどうかが、学校の規模や教員の方針により異なっているため、各校の指導方法に影響を及ぼすことがあります。そのため、下限額の設定は妥当ではないと考えています。

平成25年度実績を見ると、格差は小学校で1.34倍、中学校で1.15倍となっており、転出入数は予測できないため、完全に格差を解消することはできませんが、平成20年度及び24年度に比べて大幅に格差を縮小しました。

##### (2) 中学校移動教室の委託先の見直しについて

#### ア 指摘等の内容

平成 20 年度中学校移動教室運営委託に係る業者推薦理由書(平成 20 年 3 月)には、「事業の安定性等を踏まえ 4~5 年程度同一業者に委託することを前提に事業運営を進めてきています。」と記載されていますが、特命随意契約として一般的に合理的な理由には該当しません。

平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間、委託先の見直しがされず、同一業者と特命随意契約が締結されている現状は驚くべき実態であり、前向きな姿勢が全く感じられません。早急に委託先の見直しを行うことを強く求めます。

#### イ 講じた措置の概要

平成 22 年度の契約から、毎年度見積り合わせを行い、業者を選定しています。

さらに、平成 27 年度の契約から、プロポーザル方式を導入し、事業者の選定を行いました。

このため、平成 22 年度以降、同一業者との特命随意契約は行っていません。

## [平成 24 年度包括外部監査]

### 1 「公の施設の管理運営について」

#### (1) 指定管理者の導入の可能性

##### ア 指摘等の内容

港勤労福祉会館、みなと図書館、児童館、保育園及び箱根ニコニコ高原学園について、効率的で効果的な区民サービスの提供を行うため、指定管理者制度の導入を検討し、1) サービスの向上と 2) 管理運営コストの節減を一体で考え、2 つのバランスを保ちながら管理運営を行うことが必要です。

##### イ 講じた措置の概要

箱根ニコニコ高原学園について、平成 27 年度から指定管理者制度を導入しました。

#### (2) 見積合わせの実効性の確保（その 2）について

##### ア 指摘等の内容

人材派遣について、6 者に見積合わせの通知をしましたが、辞退及び不参により、結果的に 1 者の参加となり、特命随意契約となっているとも捉えられます。競争性を確保するために、見積合わせに参加する業者を複数とし、見積もり合わせの実効性を確保するように努めることが望まれます。

##### イ 講じた措置の概要

平成 27 年度から指定管理者制度を導入するため、箱根ニコニコ高原学園への人材派遣は廃止します。

### (3) 契約方法の適切な明示

#### ア 指摘等の内容

人材派遣について、総価契約を前提に見積書を徴収していますが、結果的には前提の異なる単価契約により契約を締結しています。仕様書に予定日数等が明示されていますが、上限が示されていません。契約方法は慎重に決定し、適切に明示することが望されます。

#### イ 講じた措置の概要

平成 27 年度から指定管理者制度を導入するため、箱根ニコニコ高原学園への人材派遣は廃止します。

### (4) 現金管理における内部牽制の必要性

#### ア 指摘等の内容

現在、常駐職員は所長 1 人となっており、現金を管理するにあたり、内部牽制をすることが不可能な状態にあります。今後、現在の人員体制で施設運営を継続する場合は、牽制機能を働かせるための工夫が必要です。

#### イ 講じた措置の概要

平成 27 年度から指定管理制度を導入し管理体制を変更します。その間、教育委員会事務局職員の出張時に定期的に現金等の管理体制のチェックを行い内部牽制を働かせます。

### (5) 非構造部材の定期的な点検について

#### ア 指摘等の内容

学校施設と同様に非構造部材に対する厳格な対応が要求されます。今後、施設全体についての定期的な点検が必要です。

#### イ 講じた措置の概要

平成 26 年度以降、箱根ニコニコ高原学園における非構造部材について、毎年度、学校施設と同様に、定期点検を実施することとしました。

### (6) スポーツセンター各室の個人利用の実態の把握について

#### ア 指摘等の内容

平成 23 年度の利用率が低く、その要因の 1 つとして、団体利用者のみを把握して稼働率を計算しており、個人利用の実態を把握していないことが挙げられます。現状の利用者の把握方法では施設の有効性を判断できないので、有効性を図るための実態に即した指標を検討する必要があります。

#### イ 講じた措置の概要

団体利用のない各室の個人利用については、平成 26 年 12 月のスポーツセンター移設に伴い、新入退場システムを導入し、時間帯別の利用人数や在勤、在学といった利用者の属性など、詳細な個人利用状況を把握するようにし、毎月、指定管理者から個人利用の状況に関する統計データの提供を受けるようにしました。

## [平成25年度包括外部監査]

### 1 「国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について」

#### (1) 採用具申添付書類の入手状況について

##### ア 指摘等の内容

港区立東町小学校における国際学級の実施に関する講師任用手続きでは、学校が区費講師の選考を経て候補者の内定に至る際に、「講師採用について（具申）」を作成し、教育委員会事務局に提出します。平成23年度から引き続き講師を勤めている1名について、平成24年度の採用具申添付書類が教育委員会事務局に保管されていませんでした。採用に当たって必要とされている書類については適切に入手・保管しておく必要があります。

##### イ 講じた措置の概要

平成24年度の採用具申添付書類について再確認し、適切に保管しました。また、採用に関する書類について、港区文書管理規程に基づき、適切に保管するよう、課内で周知徹底しました。

#### (2) 英語によるコミュニケーション能力の向上にかかわる調査について

##### ア 指摘等の内容

東町小学校において平成24年に実施された調査について、結果を取りまとめた資料は作成されていませんが、今後調査結果は迅速に取りまとめることが望まれます。

国際化推進プランの一施策と位置付ける以上、調査自体を継続的に行うのであれば、検証結果を資料として定期的かつ迅速に取りまとめ、公表することも検討の余地があります。

##### イ 講じた措置の概要

平成24年度に試行的に実施した東町小学校の児童英検の調査について、結果の取りまとめを行いました。また、平成25年度から、全小学校6年生を対象に児童英検を実施し、結果を取りまとめるようにしています。

学校別成績の公表については、学校間の比較による序列化やテスト問題に偏った授業が行われることが考えられるので、現在考えておりません。

#### (3) 請求書の記入方法について

##### ア 指摘等の内容

日本語適応指導員の派遣について、講師謝礼の請求書が提出されていますが、124件の金額、日付が鉛筆書きとなっていました。改ざんの可能性が生じないよう、ペン書きとする必要があります。

##### イ 講じた措置の概要

講師謝礼の請求書124件について、ボールペン書きとして修正しました。また、改ざん

の可能性が生じないように作成するよう、校長会を通じて、各校へ周知を徹底しました。

(4) 勤務状況カードの記入方法について

ア 指摘等の内容

派遣された日本語適応指導員は各校において出勤の事実を確認するため勤務状況カードを記入し、副校長の承認を受けていますが、一部に勤務時間が鉛筆書きとなっているものがありました。改ざんの可能性が生じないように、ペン書きとする必要があります。

イ 講じた措置の概要

勤務状況カードについて、すべてペン書きに修正し、作成する際にはペン書きとするよう、校長会を通じて、各校へ周知を徹底しました。また、日本語適応指導員が記載した勤務状況カードを副校長が承認する際に、再度確認を徹底するよう、副校長研修会で周知しました。

(5) 小中学生海外派遣事業委託に係る仕様書の内容について

ア 指摘等の内容

小中学生海外派遣事業委託は、委託事業として実施しており、区が事業主体となります。事業の内容については、区が主体的に検討し、決定すべきものです。委託先と区の役割を明確にするためにも、安易に仕様書の中に次年度の提案を含めることは避けることが望まれます。

イ 講じた措置の概要

平成26年度の契約では適切な表現に訂正をしました。該当部分に関しては「発注者が次年度のプログラムを決定するために必要となる情報の提供を行う」とし、事業の主体が区であることが明確にわかる文言にしました。